

村山市ふるさと納税支援等業務委託 公募型プロポーザル 実施要項

1 目 的

ふるさと納税寄附金募集（以下、「募集」という。）の仕組みは多様化・複雑化しており、広く募集するためには、IT 関連の知見・技術は必須である。村山市ふるさと納税支援等業務委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）では、ポータルサイト運営・周知広報・返礼品発掘・事業者指導・ふるさと納税制度に関するコンサルタント・その他本市ふるさと納税の推進に関する対応を総合的・複合的に実施できる事業者選定し、併せてふるさと納税事務の効率化の観点から委託期間中に使用するふるさと納税ワンストップ特例申請への対応を含めた寄附金管理システムを選定することを目的に実施する。

2 業務概要

（１）業務名

村山市ふるさと納税プロモーション業務（以下「本業務」という。）

ただし、同期間において使用するふるさと納税ワンストップ特例申請への対応を含めた寄附金管理システムについては、本プロポーザルにより選定した事業者の提案したシステム会社と随意契約にて別途契約するものとする。

（２）発注者

村山市

（３）業務内容

別紙「村山市ふるさと納税プロモーション業務委託仕様書」のとおり。なお、本業務に係るプロポーザルを実施することにより選定した受託者の提案により調整する場合がある。

（４）契約期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（3 ヶ年）

なお、決定から契約までの期間は、データの引継ぎ及びシステム確認等の準備期間とし、準備期間に関して支払いは発生しないものとする。

（５）委託金額の上限

定率制、実績変動制、併用制、その他の算出方法いずれも可とし、各年度のふるさとづくり応援寄附金の 5 % 以内の割合で計算した額を上限とする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ただし、村山市ふるさと納税プロモーション業務委託金額を含め、総務省の示す「募集費用の寄附金受領額に対する割合」の基準を達成する範囲内とする。

3 実施日程（予定）

プロポーザルによる募集及び選定の日程は、次のとおり。

※諸般の事情により変更になることがある。

実施内容	実施日・期間
プロポーザル実施公告	8月31日（月）
実施要項等の配布期間	8月31日（月）～
参加表明書の提出期間	8月31日（月）～10月9日（金）
参加表明・提案に関する質問受付期間	8月31日（月）～10月9日（金）
参加表明・提案に関する質問回答	10月19日（月）まで順次回答
提案書等の提出期間	8月31日（月）～10月30日（金）
資格要件等・提案審査	11月11日（水）
審査結果通知	11月25日（水）

4 参加資格等

本プロポーザルに参加できる者は、山形県内に本店・支店・営業所等を有する事業者とし、次に掲げる要件を満たしている者とする（令和9年4月までに設置予定を含む）。

- ① 既に本市もしくは県内他地方公共団体においてふるさと納税に係る同様の業務に実績があること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない、もしくは本市の指名停止措置を受けていないこと。
- ④ プライバシーマークの認証を受けていること。または ISMS 等の情報セキュリティ体制・規定を有し、それを証明できること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 次に該当する者がいないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められる者
 - オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体又はその構成員
- ⑦ 前年度又は当該年度に受託した本市発注の業務委託で不合格がないこと。
- ⑧ 国税及び地方税（本市課税分に限る。）に滞納がないこと。
- ⑨ 令和8年度村山市一般競争入札（指名競争入札）参加資格登録名簿の「情報処理」もしくは

「その他」に登録されていること。ただし、登録されていない場合であっても、令和9年度からの競争入札等に参加申請する意思があり、上記②～⑧までの欠格要件に該当していなければ参加できるものとする。

5 提案事項

- ・安定して寄附を募集するための方策を提案すること。提案する際は、2業務概要（3）業務内容を踏まえた提案とすること。
- ・既存の募集の仕組みに囚われず、クラウドファンディングその他の手法を含む視野で目標額達成の方策を提案すること。
- ・本業務遂行には返礼品の事業者、発送業務委託事業者との連携が不可欠であることから、各事業者との連携方針を含め返礼品の登録から発送、相談、研修までの業務に関連する提案を盛り込むこと。
- ・寄附者に特産品を返礼することは本市産業の活性化や特産品のPRに繋がることから、ふるさと納税制度が本市経済に及ぼす波及効果の視点をもって提案すること。
- ・ポータルサイトを活用した本市の魅力発信や寄附者との交流事業、関係人口拡大効果の視点をもった提案とすること。
- ・現状は返礼品（3割以内※梱包材代等の諸経費、消費税を含む）・サイト委託料（寄附額の約12%※消費税抜き、変動あり。また、決済に係る費用を含む。）・返礼品等の送付に係る費用（平均1,200円）・人件費・発送業務委託（2者）の固定費用が発生しているが、総務省が示す「募集費用の寄附金受領額に対する割合」の基準を達成するための方策を提案すること。
- ・ふるさと納税制度に関する事務の効率化のため、委託期間中に使用するふるさと納税ワンストップ申請への対応を含めた寄附金管理システムについても併せて提案すること。
- ・ふるさと納税ワンストップ申請への対応を含めた寄附金管理システムについては、以下の業務に対応可能であること。
 - ①複数のポータルサイトと連携が可能であり、寄附者情報等を一元的に管理できること。
 - ②各種条件での検索、集計等が可能であり、統計資料作成等を行うデータ出力ができること。
 - ③不測の事態に対応できること。
 - ④寄附受領証及びワンストップ特例申請書等を作成可能なデータ出力ができること。
 - ⑤ワンストップ特例申請の受付業務は郵送及びオンライン申請に対応していること。
- ・返礼品、サイト委託料、人件費を除く費用に関する業務は、提案により村山市ふるさと納税プロモーション業務に含めることができる。

[業務、費用の例]

返礼品の発送	返礼品の送付に係る費用
広報、PR・チラシ、パンフレット作成 業務 等	広報に係る費用
受領証明書等の発送、受領に関する業務 （お礼状、寄附金受領証明書・ワンストップ特例申請書）等	事務に係る費用
クレーム対応コールセンター業務	事務に係る費用

- ・寄附者情報確認作業及びワンストップ特例申請書の処理作業（特に12月下旬から1月下旬）の

事務処理に時間を要していることから、その改善のための提案を盛り込むこと。

- ・提案内容はふるさと納税に係る指定制度を踏まえ、国が示す基準の範囲内とすること。
- ・追加提案事項としてポータルサイトの追加について提案してもよい。

6 審 査

(1) 参加表明

①提出書類

提出にあたっては、次に掲げる書類を各必要部数、担当課に提出すること。

様式No.	提出書類	提出部数
様式 1	参加表明書（及び添付書類）	各 1 部
様式 1－2	業務実績等確認書	
様式 2	参加表明者の概要	

②提出期間 8月31日（月）～10月9日（金）午後5時まで

③提出場所 村山市役所 政策推進課

④提出方法 持参又は郵送（期日まで到着するものに限る）

⑤そ の 他 返礼品提供事業者一覧は要望があれば提供する。
本市のふるさと納税ポータルサイトは各自確認すること。

⑥参加の辞退 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式7）により、その理由を記して速やかに提出すること。

(2) 提案書

①提出書類

提出にあたっては、次に掲げる書類を各必要部数、担当課へ提出すること。

様式No.	提出様式	提出部数
様式 3	提案書	1 部
様式 4	業務価格見積書（プロモーション）	1 部
様式 4－1	業務価格見積書（システム・ワンストップ受付）	1 部
様式 5	提案書 別紙	10 部

様式5「提案書 別紙」の記載方法

- ・記載する際は5提案事項を踏まえ、別紙1「提案の評価項目」に沿って記載し、評価項目及び評価の着眼点を参考に整理して記載すること。
- ・様式5には、A3版5枚以内でイラストやイメージ図、写真等を活用した別添資料を付すことができる。
- ・提出の際は、様式5と別添資料（片袖折り）を左上1カ所でホチキス止めすること。
- ・様式5一枚目の右下角に住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名を記入すること。

②提出期間 8月31日（月）～10月30日（金）午後5時まで

③提出場所 村山市役所政策推進課

④提出方法 持参又は郵送（期日まで到着するものに限る）

「様式5 提案書 別紙」及び「別添資料」は、持参又は郵送するほか、PDFデータにして電子メールでも提出すること。なお、10MBを超える場合は分割して送信すること。

(3) 質問受付及び回答

- ①提出書類 質問書（様式6）
- ②受付期間 8月31日（月）～10月9日（金）午後5時まで
- ③提出場所 村山市役所政策推進課
- ④提出方法 電子メール（アドレス：seisaku@city.murayama.lg.jp）
- ⑤回答方法 10月19日（月）までに参加表明者あてメールで回答及びホームページで順次公表する。

7 選定審査

(1) 審査委員会

選定は、市が設置する「村山市ふるさと納税支援等業務委託事業者公募型プロポーザル選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。

審査委員は、別表のとおりとする。ただし、人事異動、病気その他やむを得ない事情があるときは変更する場合がある。

(2) 選定方法

参加資格要件の確認と、提案に基づく書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングにより評価を行い、最優秀者1者及び次点者1者を選定する。

審査は非公開とする。

なお、参加表明者が1者の場合でもプレゼンテーションを実施し、審査会において適否を審査する。

①提案内容のプレゼンテーションとヒアリング

ア 実施日 令和8年11月11日（水）

イ プレゼンテーションとヒアリングに関する留意事項

プレゼンテーションに係る説明者は3名までとする。

プレゼンテーションは、提案書を用いて説明を行うほか、パワーポイント、映像などの使用を認める。機器（PC等）の使用に関する詳細等は、別途通知する。

プレゼンテーションは1者35分以内、審査委員によるヒアリング15分程度とする。

②審査基準

別紙1「提案の評価項目」により審査委員が評価し、最高得点者を最優秀者に、2位の者を次点者に選定する。ただし、合計点が最上位の者であっても、仕様書に沿わない場合や合計点が130点未満の場合は選定しないものとする。

③選定結果の通知

選定結果は審査参加者全員に通知する。

8 その他

(1) 提出書類等の取扱い

①参加表明書及び提案書等の書類の作成・提出、ヒアリング実施のための旅費等に係る費用は、提案者の負担とする。

②参加表明書及び提案書等の書類提出後の差替え及び再提出は認めない。ただし、本市の判断により記載内容の確認や補足資料の提出を求めることがある。

- ③参加表明書及び提案書等の提出された書類等は、返却しない。
- ④提案書等の書類等の著作権は、その提案者に帰属し、市は提案者に無断で本プロポーザルの選定審査以外には使用しないものとする。
- ⑤提案書等の提出された書類等は、選定審査を行うために必要な範囲又は情報公開等のために複製することがある。

(2) 失格事項

- ①参加表明書、提案書等の書類の提出方法、提出先、提出期限等、本要項が定める手続きに適合しないもの。
- ②指定した様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑤審査委員に接触するなど審査の公平性を害する行為があったもの。
- ⑥プレゼンテーション及び審査委員会によるヒアリングに参加しなかったもの。
- ⑦業務価格が2業務概要（5）委託金額の上限を超えているもの。

(3) 契約の締結及び注意事項

- ①本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、具体的な成果品を求めるものではない。
- ②最優秀者については、これを市長に報告し、契約に向けた協議を行う。契約の際の業務委託仕様書は、本プロポーザルでの提案内容を踏まえ、この協議の段階で作成するものとする。協議が整い次第、予定価格の範囲内において業務委託を締結するものとする。
- ③最優秀者と契約締結に至らなかった場合において、次点者が受託候補者として妥当と認められる場合にのみ、当該次点者と協議を行うものとする。
- ④契約手続き及び契約書は、村山市契約規則その他の市の契約に関する規定に定めるところによる。
- ⑤契約の締結後において、受託者に本プロポーザルにおける失格事項に該当することが判明した場合は、当該契約を解除するものとする。
- ⑥契約に基づく本業務で発生する著作権をはじめとする成果品の権利は、本市に帰属するものとする。

(4) 情報公開

審査及び契約の締結など本公募型プロポーザルのすべての手続きが完了した後に、最高得点者の得点のみを請求により公開する。ただし、請求をした者が参加者であった場合は、その者の得点及び順位も公開する。

(5) その他

本公募型プロポーザルについて、今後の社会情勢や財政状況の変化、その他不可抗力等により、変更または中止をする場合がある。この場合、参加表明者に対して市は一切の責任を負わないものとする。

9 実施要項等の配布及び関連資料

(1) 実施要項の配布

市ホームページからダウンロード(<https://www.city.murayama.lg.jp>)または担当課窓口で配布

(2) 関連資料

①地方税法等の一部を改正する法律

②ふるさと納税に係る指定制度の運用について

③ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて

上記のほか、ふるさと納税制度に関する資料は、各自において総務省のふるさと納税ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html)を確認すること。

10 担当課

村山市政策推進課 地域振興係

〒995-8666 山形県村山市中央一丁目3番6号（市役所庁舎2階）

電話：0237-55-2111 内線 275 FAX：0237-55-0260

電子メール：seisaku@city.murayama.lg.jp

※本市への電子メールの送付は、1回あたり10MB以下とすること。